

会議案第4号

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和7年9月26日提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 大橋保治

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則

東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第17条中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

提案理由

議員定数が22人となることに伴い、地方自治法第112条第2項及び第115条の3の規定に準拠させるため、本議案を提出するものである。

会議案第4号 東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（議案の提出）</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、<u>2人以上</u>の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては<u>2人以上</u>の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>（議案の提出）</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、<u>3人以上</u>の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては<u>3人以上</u>の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>